

資格の学校 **TAC** 平成 25 年度 東京都 I 類 B [行政/一般方式] 採用試験

専門記述 行政法 【解答例】

問題

行政上の不服申立ての意義を述べた上で、行政上の不服申立てに係る教示制度について説明せよ。

解答のポイント

近時、行政作用法からの出題が続いていたので、平成 25 年は行政救済制度からのテーマが予想されていた。TAC の直前期オプション講座「東京都 I 類 B 対策セミナー」でも行政上の不服申立ては出題を予想していたところである。ただし、教示制度については書きにくいテーマと推測される。

まず、「行政上の不服申立ての意義」としては、定義・趣旨・種類を説明すればよいだろう。その上で、「行政上の不服申立てに係る教示制度」を説明したいところである。

そして、教示制度に関しては、①処分の相手方への教示（職権による教示）、②処分の利害関係人への教示（請求に基づく教示）、③教示がされなかった場合の救済手段、④誤った教示がなされた場合等の救済手段について記述するとよいだろう。

解答例

- 行政上の不服申立てとは、行政庁による処分等に関する紛争について、国民からの申立てにより、行政機関が審理・裁断をすることで、その紛争を解決する作用である。その趣旨は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営の確保することにある（行政不服審査法 1 条 1 項）。
- 同法は 3 種類の不服申立てを定めている。①処分庁・不作為庁に対してする異議申立て、②処分・不作為庁以外の行政庁に対してする審査請求、③審査請求の裁決に不服のある場合に更に別個の行政庁に対してする再審査請求である（同法 3 条）。
- もっとも、国民の側からすると、不服申立て事項は不明なことが多い。そこで、不服申立てができる処分をする場合には、不服申立てができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立期間の 3 つを教示しなければならないとしている。

まず、処分の相手方に対しては、不服申立てができる処分を書面でする場合に、相手方からの求めがなくても上記 3 つを教示する義務が生じる（職権による教示）。一方、処分を口頭でする場合は、相手方への教示は義務づけられていない（同法 57 条 1 項ただし書）。また、職権による教示は処分の名宛人以外の者には義務づけられていない。

そこで、利害関係人に対しては、利害関係人から教示の請求があった場合に、当該事項を教示する義務が生じる（同条 2 項）。利害関係人への教示は処分を口頭でした場合にも生じる。また、書面での教示の求めがあれば、書面で教示しなければならない（同条 3 項）。

4. 教示がされない場合又は教示に誤りが生じる場合があるので、同法は救済手段を用意している。

まず、行政庁が教示をしなかった場合は、法定の不服申立期間内に処分庁に不服申立書を提出することで、適法な不服申立てとみなされる（同法 58 条）。

不服申立てをすべき行政庁を誤って教示した場合は、教示された行政庁に不服申立てをすることで、適法な不服申立てとみなされる（同法 18 条）。また、法定の期間よりも長い不服申立期間を教示した場合は、その教示された期間内に不服申立てをすれば、適法な不服申立てとみなされる（同法 19 条）。

以 上
(896 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策レジュメ（法律系）の「問題 25」に行政上の不服申立てについて掲載されているほか、直前期オプション講座「東京都 I 類 B 対策セミナー」の法律科目の P. 44 に類似の問題の解答例が掲載されている。